

# 第17回

## 島原市農業委員会総会議事録

平成24年10月29日

## 第 17回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成24年10月29日(月) 14時00分
2. 閉会日時 平成24年10月29日(月) 15時24分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 28名 欠席者3名
5. 議案  
第1号議案 第16回総会 第1号議案農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番及び5番  
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第3号議案 非農地証明願について  
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について  
報告事項 合意解約通知書及び農地改良等届について

14時00分開始

### 議長

只今より、第17回島原市農業委員会の総会を開催します。  
本日、6番委員、7番委員、9番委員は所要の為、欠席との連絡がっております。  
出席委員は、31名中28名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。  
議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、4番委員、5番委員を指名します。

### 議長

第1号議案、第16回総会 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請の4番及び5番につきまして、事務局より説明求めます。

### 事務局

第16回総会 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請の4番及び5番につきましては、譲受人の営農計画について詳細に確認しないと判断出来ないということから、継続審議となっております。このことから、去る10月4日譲受人

のほか2名に出席を求め、会長以下地区農業委員10名出席の下、営農計画について質疑応答を行い、その後、現地調査を行ったところであります。

## 議長

継続審議となったことから、事務局から説明があったとおり譲受人に出席を求め、営農計画についての質疑応答及び現地調査が開催されたとのこと。その概要について、地区農業委員である27番委員に説明をお願いします。

## 27番委員

9月27日の第16回総会において、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請の4番及び5番について継続審議となったことから、10月4日説明会が開催されましたので、その概要について御報告いたします。

主な質疑としては、

●「作付けに、人参、とうもろこし、大豆、じゃが芋と書いてありますが。人参であれば、春とか秋とか、面積はどのくらいとか。」との質疑には

「面積等と言え、まず荒れている土地があるので、何とも言えないところがある。」との答弁。

●「面積が広いので何人ぐらいでされるのか。」の質疑には、「基本的には私がやりますが、近くに祖父の会社の養鶏場がありますので、そこの社員の方に手伝ってもらったり、地元の方を雇用する。」との答弁。

●「やる気があつとね。その言い方は。」の質疑には、「来月からこちらに住む予定」との答弁。

●「譲り受け予定5町歩の中で、農地として耕作している土地は何アールぐらいですか。」の質疑には、「作付面積は、正直わかりません。」との答弁

●「譲受人と法人との関係及び譲受人の法人での役職をお聞かせ下さい。」の質疑には、「法人は、私の祖父が会長・取締役となっています。私は役職はなく、従業員ということになります。私は、祖父の息子の子となります。」との答弁

●「養鶏場の手前付近は人参を耕作してあるが、そこは直接耕作しているのか。小作しているのか。」の質疑には、「青果業者に貸している。」との答弁

●「小作しようとしているのか、自分で全部を耕作しようと考えておられるのか。」の質疑には、「小作等に関しては、今のところはっきりしていないが。基本的には、私がこちらに来てやっていこうと考えている。」との答弁。

●「非耕作地を今後どのようにしようとしているのか。」との質疑には、「今、耕作をしていないで、荒れている所は、近ぢか業者に頼んで草を取り、整地して畑にしようと考えている。」との答弁。

●「養鶏場の規模拡大を考えておられるのか。そのところをはっきりしないと許可が下ろされない。」との質疑には、「今は鶏が3万～4万羽を飼っている。中間の鶏舎に最近整備して入れた。社員は地元の人を養鶏場で5人雇用している。鶏糞については、機械（ショベルローダー等）を買って処理をしいる。」との答弁

●「どれくらいに増やす予定か。」の質疑には、「真ん中の鶏舎に1／4ほど入っているので、6万羽の予定です。鶏糞の発酵施設があるので、発酵鶏糞を作って販売をしようと考えている。」との答弁

●「一番心配しているのは、畑に鶏糞を捨ててまわられたら困る。雨が降った時に決壊して川に流れていた。」との質疑には、「今はそのようなことは無い。鶏糞をかくはんして発酵して、現在地で古いものと新しいものを混ぜて、肥料を作っている。」との答弁

●「鶏舎下の鶏糞を捨てていた2町歩ぐらいの所をどのように考えておられるのか。」の質疑には、「下の方は崖から10m位離して岩石とかをどかしてみても水路を作って整備していこうと考えております。鶏糞が捨てられたことは聞いているので、草や岩をのかして考えよう思います。」との答弁

●「以前、鶏糞流出のため鶏舎の中に入れさせるように要望したが、絶対中に入れさせてもらえなかった。話し合いもできなかった。今後はその様なことが無い様をお願いしたい。」との質疑には、「鶏舎は病気の関係もあるので、事前に言ってもらえばよい。」との答弁

●「営農計画書の中に、鶏糞を除去するというのは、どこに除去するのか。新たな汚染地を増やすのか。いつから、いつまでされるのか。」との質疑には、「上の堆肥舎に持っていく。別に、どこかの農地に捨てるということではない。」との答弁

●「農地に対しての、法人の権限はどうか。」質疑には、「耕作するには一人では

無理なので、社員を手伝わせようとしている。」との答弁

●「農地に対する年度計画の中で、耕作放棄地を農地に変えていく段階で、法人の権限は。」の質疑には、「一部は、法人が決定する。」との答弁

●「できた作物は、法人に引き取ってもらうのか。」の質疑には、「一応、法人に納入する計画であります。」との答弁

●「経営体制は。トラブルが発生した時の、連絡先は。」の質疑には、「譲受人が、こちらに移住するようにしており、農業の経営をするということになります。」との答弁

以上の質疑応答の後、購入予定地へ移動し、現地調査を行いました。  
現地では、すでに耕作放棄地を業者がブルドーザーで整地している状況を確認してきました。

現地調査後の要望として

●農業委員会としては、耕作放棄地を優良な農地に変えてもらいたい。

●農業委員は専業農家ばかりですので、良い作物ができましたよと、農業委員さん見に来て下さいと言えるようになってほしい。

●農地の営農計画と合わせて、養鶏の営農計画も出してほしい。

●人参畑に鶏糞をいっぱい埋めた所がある。調査して何らかの方法で処理をしてほしい。  
との要望がなされております。

以上が説明会の質疑応答の主なものであります。

議長

次に、事務局に補足説明を求めます。

事務局

先ほど27番委員より説明会の概要について報告がありましたが、最後に事務局より

- 鶏糞の適切な処理
- 今、堆積している鶏糞の処理
- 農地を優良農地にするための対策

の以上3点について文書で提出するように指示しました。

その時指示した文書として修正された営農計画書と、参考までに、10月4日時点の現地の写真と10月22日の現地調査の日の写真を委員皆様には配布しております。

議長

只今、27番委員より概要についての報告と事務局より補足説明がありました。ご意見等はありませんか。

(「はい」という発声)

20番委員

これも私もこの会場で譲受人の譲受人と法人の代表者と登記をされる方、3名が来られて、我々農業委員とここで意見交換会をやったんですけれども。

そこで、譲受人の譲受人は、現在の社長の弟さんの子供さんとのことです。私の知る範囲では、まだ独身で歳はわかりませんが若い方でした。

ここでこの農地について色々質問したんですけど、全くわからない訳ですね。先ほど27番委員から説明があったように、はっきりした面積もわからないとか、ここで意見交換していても、ちんぷんかんぷんでわからないような返事をするものですから、現場に行くと、初めて造成している所がわかった訳ですね。

そこで、ここで問題がある所は、こういうふうにして重機を入れてやっていますとか、造成してやっていますとか、一部は小作しているとかの説明で具体的な説明があれば良かったのですが。我々は、はたしてこの農地を引き受けて、適格な営農ができるのかと非常に不安になってきました。

それと先ほどから言われているように、ここを養鶏に対しての営農計画はどうなっているのかということで、だいたい将来的には10万羽位にしたいというような報告書が出ておりますけれども、現在6万位とか言われたですかね。見に言った時に。いったんは13万位おったのが1万5千位になって、後、雛かれこれ入れて6万になって、将来的には10万羽にしたいと。

鶏糞の処理かれこれに対しては、処理場とか色々やられておりますので、公害関係に関しては処理施設もあり問題ないとみて参りました。

6町歩近くの農地を、果たして計画な営農ができるものだろうか。名義だけ直して、後は小作にまわされるのでないだろうかとか。色々不安が出て参りましたので、私としてはもう少し保留をしてこの推移を見守る必要があるのではと考えてきました。以上。

議長

他に、ご意見はありませんでしょうか。

それでは、どのように進めたらよろしいでしょうか。事務局。

事務局

只今、20番委員からも10月4日の報告を兼ねて意見等を述べられ保留という意見でしたが、確かに20番委員さんが言われるように譲受人一人ではできないのかなと思うところがあります。しかしながら、営農計画書等はそれなりのものがきちんと提出されておりますので、これを拒む必要もないのかなと思うところもあります。これを農業委員会自体で拒むとしたら、それなりの理由をつけなければなりません。そういうことを考えれば、みなさん委員さん自体がどうゆうふうな形で考えていらっしゃるか、他にも意見がありましたら、聞かして頂ければと思います。

21番委員

荒れ地が農地に変わるなら、結構、農業委員としては良いのではないかと思います。それに、公害も出さないということであれば、やって結果が悪かったら、その時点でまた考えればよいのではないのでしょうか。そう思います。

議長

他に、ご意見はありませんでしょうか。27番委員。

27番委員

私も21番委員に賛成なんですけど、今までがあまりにもひどすぎたということもありますが、20番委員も言われたように、この写真の通りで、重機を持ち込んでやっておられます。

人参の下に4番目の写真の奥の方、人参畑の手前が一番広いわけですが、おととい見に行きました。ほとんど雑草も取り除かれて、鶏舎のすぐ下に1m・1m位の排水溝を作って、排水が悪いのかなと思います。その下の一番奥の所はまだ雑草のままですが、現段階で、これだけ農地に復興されているところをみれば、確かに不安もあるが、一応畑になるという段階では私もいいのではないかと思います。

議長

他に、ご意見はありませんでしょうか。13番委員。

13番委員

現地を見られた方で、最後に意見の食い違いがあっても私たちはわからないですよ。過

去のことは知っていますけど。だから、再度、休憩を取って、協議してもらって、一番詳しい人だけで、皆さんがオーケーだと言われればそれでいいし、ただ、27番委員もちょっと不安もあるけどもと言われれば、二の舞を踏むわけだな。覚悟はしているけども。我々は現在の状況はこの写真を見ればわかるけども。

20番委員から言うと、営農計画書に対しての質問自体があやふやだということでしょう。そこに、営農計画書は、局長さん、ぴしゃっとしています。

そして、計画通り何年をもって、譲受人なのか、法人なのか、自分の名義を変えるためだけに急いでもらっては、委員会としては、困る。

初期の目的を、例えばその営農計画書の中に、少なくともここ1年なのか、3年なのかで、誓約書というのか契約書というのか、委員会に対して間違いなく責任を持って計画通りやるというのを一言入れてもらえば、かえって強いのではないかと思いますけども。

出られた方で、会長・代行とか入って、休憩して協議をしてみてください。

私たちにはわからないので、そう思います。

議長

現地を見にいきましたが、覆っていた山も片付いてほとんど農地になっていました。

13番委員

作付けはまだしてなかったんですね。

議長

作付けはしてありませんでした。

13番委員

ただ名義を変えて、売るということはすぐできるとですね。

(「はい」という発声)

議長

20番委員。

20番委員

名目は農地で、確かに耕作放棄地が広いので、ブルドーザーで整地されていました。私としては確かにいいんですけど、果たして、譲受人の話を聞いて6町歩の農地の営農ができるのが不安です。

経験のある方を入れて、こうするんだという説明がほしかった。許可を出してしまえば、この農地に対して意見かれこれの権限が薄くなるので、そのところが心配です。

議長

つきましては、現地調査員と地区農業委員でこの前見られた方で話し合いをしますので、休憩を挟みます。

※ 休憩して協議 ※

議長

お待たせしました。休憩に引き続きまして、只今より開会します。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

休憩中に、10月4日の地区農業委員さんと10月22日の現地調査員さんと加えまして会長・代行で、この問題について協議しました。

やはり一番懸念されるのが、これにつきまして3条で取得された後、それをまた鶏舎等に転用されるのではないかというのが一番危惧されるということで意見が出されました。

これにつきましては、今回の申請が、農地法3条に基づく耕作目的の農地の取得であります。そういうことからして、仮にもこの農地を今回取得されたとして、転用するために4条申請をあげるに当たって、県の指針としまして、あくまでも3条で譲受人が耕作目的で取得の場合、10年以内では転用ができないようになっておりまして、転用申請があがったとしてもこの島原市の農業委員会で審議することになりますので、今回委員さんが心配されているような、農地を取得されてすぐ他の農地以外に転用されることはまずあり得ないと思います。

これに加えて、今まで耕作放棄地になってた分を、重機を入れられて農地に復元されるような事業をされておりますので、そういうことを考えれば耕作放棄地がちゃんとなっているから、別に今回継続審議にするような明確な理由がないのではないかとということで、妥当ではないかという意見が大勢を占めたところであります。

議長

最終的に、農業委員会としては、優良農地に戻してあれば良いのではないかと最終的な判断です。

他に、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第16回総会 第1号議案の4番及び5番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲受人は、申請地386平方メートルを譲り受け、木造二階建住宅81.15平方メートル(延面積137.86平方メートル)を建築したいとのことです。

申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域内にあることから、第3種農地になります。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、南側、北側及び西側は道路、東側は宅地となっており隣接地に農地はありません。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、2番を上程します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

2番の賃借人は、申請地1, 577平方メートルを借り受け、従業員及び来客用として50台分の駐車場を整備したいとのことです。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域の農地で、10畝以上の一団の農地の区域外にあることから、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

#### 議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

#### 現地調査員

2番の申請地は、南側は賃借人所有宅地、東側は道路、北側は農地、西側は宅地及び農地となっております。

切り土及び盛土を行うため、土留工事を行い、要所に擁壁を設置し、舗装は砂利敷で、雨水は水路へ放流するという事で問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

#### 議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

#### 議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

#### 議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、3番を上程します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

3番の譲受人は、申請地202平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅51.07平

方メートルを建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域の農用地外であり、住宅が連たんしていることから、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申請地は、南側及び西側は宅地、東側は道路、北側は河川と農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して河川へ放流するという事で問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案非農地証明願の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願の1番について、申出地は、都市計画区域内の用途未指定区域にあり農業振興地域内の農用地外で、昭和41年月日不詳頃から、宅地として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申出地は、南側は山林、東側及び北側は宅地、西側は農地となっており、現状を見ると家屋も相当古く、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、非農地証明願についての2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

2番について、申出地は、都市計画区域内の第1種住居地域にあり、平成3年5月頃から、隣接宅地の駐車場として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申出地は、南側は農地、東側及び北側は宅地、西側は道路となっております。

現状を見ると一部はコンクリート舗装されて20年以上駐車場として使用されていると思われ、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、非農地証明願についての3番を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

3番について申出地は、都市計画区域外の農業振興地域の農用地外で、平成3年1月頃から、駐車場として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申出地は、南側及び西側は道路、東側は宅地、北側は農地となっております。  
現状を見ると20年以上駐車場として使用されていると思われ、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、別紙に記載のとおりで

耕作権の再設定 6件 27筆 23,652.00㎡

です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案は承認することに決定します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第18条の合意解約通知書及び農地改良等届については別添に記載のとおりですので報告します。

議長

これで、第17回島原市農業委員会総会を閉会します。

15時24分